

第15回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年9月25日(水) 午前11時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について

日程第9 議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第10 議案第7号 相続税の納税猶予に係る証明について

日程第11 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第12 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第13 報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

中部地区担当 藤村 与志夫

西部地区担当 桑原 和男 以上2名

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和6年9月25日（水） 午前11時00分

佐々木事務局長 只今より第15回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては5番熊谷善彦委員と6番高橋敏彦委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第15回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年8月27日から令和6年9月25日までの分の報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第14回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、今年度新規就農された方が規模拡大のため農地を買い受ける案件です。

以上、議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、高橋敏彦農業委員、藤村与志夫推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年9月17日に高橋農業委員及び藤村推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、畑として適正に管理されていることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は8ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。なお、農地法施行規則第29条第1項では農地の転用の制限の例外つまり農地転用の許可を得ることを要しないものについて定めておりますが、そのうち第13号の規定において電気事業者が送電用もしくは配電用における施設または電線の架設さらにはこれらの施設や装置を設置するために必要な道路や索道の敷地に農地を供する場合とあり、ここに該当する場合には農地転用の許可を受ける必要がないものとされています。このため、今回の工事では事業計画面積が3,342.4平方メートルであり、そのほとんどが農地ではありますが、先程の第13条の規定に基づき施設や電線の架設あるいはそのために必要な道路等に含まれているとは解釈することのできない仮設の作業員休憩所、トイレ及び倉庫の20.61平方メートルの部分について一時転用の許可を得ようとするものです。申請地は農振農用地区域にある農地ではありますが、農業振興地域調整計画の達成に支障がないと判断される場合には3年以内の一時転用であれば認められるとされていることから許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を高橋委員にお願いします。

高橋委員 6番高橋です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、日本アイソトープ協会滝沢研究所から南東へ約200メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び西側は農地、南側は水路及び道路を挟み農地、北側は水路を挟み農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号1番は、6番高橋委員が該当します。

つきましては、先に整理番号1番を審議し、次に整理番号2番から5番までを審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。
それでは、議案第3号のうち整理番号1番を審議いたします。議事参与の制限があります6番高橋委員の退席を求めます。

(6番高橋委員退席)

議長 事務局より説明させます。

大村主査 始めに議案第3号のうち整理番号1番について補足説明いたします。議案書は12ページ及び16ページをご覧ください。

整理番号1番は、受け手が所有する農地と隣接して長年作付されていない農地について所有者の希望により買い受けに至った案件です。権利移転後は一団での耕作が可能となり集積が図られる予定です。

以上、整理番号1番については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現場調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、農地として利用することが可能であることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。

6番高橋委員の入場を許可します。

(6番高橋委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きます。議案第3号のうち整理番号2番から5番までを審議いたします。

事務局より説明させます。

大村主査 次に議案第3号のうち整理番号2番から5番までについて補足説明いたします。議案書は12ページから19ページまでをご覧ください。

案件は4件となっており、全て市内の認定農業者が買い受ける案件です。

整理番号2番は、受け手が耕作する農地と隣接する長年作付されていない農地について地域の推進委員が調整し買い受けに至った案件です。権利移転後は一団での耕作が可能となり集積が図られる予定です。

整理番号3番から5番までは、受け手が現在借り受けて耕作している農地等について所有者の希望により買い受ける案件です。

以上、整理番号2番から5番までについては、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村です。それでは引き続き私の方から議案第3号のうち整理番号2番から5番までについて、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。
整理番号2番から5番までの現地は、農地として利用することが可能であることを確認しました。
また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号のうち整理番号2番から5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号のうち整理番号2番から5番までについては原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 議案第4号について補足説明いたします。議案書は21ページ及び22ページをご覧ください。
整理番号1番は、市内の認定農業者が借り受ける案件です。
以上、整理番号1番については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村です。それでは私の方から議案第4号について、

現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、全て農地として活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 議案第5号について補足説明いたします。議案書は24ページから28ページまでをご覧ください。

整理番号1番から5番までは、耕作者の法人化に伴う契約名義の変更案件です。

以上、整理番号1番から5番までについては農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件は再配分の案件のため現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は30ページ及び31ページをご覧ください。
整理番号1番は、南側の土地は航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していること、また、北側の土地は西側に隣接する住宅を整備する際に農地法所定の許可を得ていることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を高橋委員にお願いします。

高橋委員 6番高橋です。それでは私の方から議案第6号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の申請地の位置は、鵜飼小学校から西へ約80メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路及び水路を挟み宅地、西側は水路を挟み農地、南側は宅地、北側は農地になっており、現地は宅地の一部として利用されている様子が確認できました。
以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、相続税の納税猶予に係る証明についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは議案第7号、相続税の納税猶予に係る証明についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は33ページをご覧ください。

この制度の適用を受けた相続人は3年毎に税務署に継続届出書を提出することになっており、関係法令によって農業委員会で発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明書あるいは引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書を添付することになっております。このため農業委員会では、相続人の願出があれば適用を受けている農地の現況を確認し証明する必要があることとなります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第7号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番について、鶯飼下高柳地内の農地は田として水稻を作付しているとのことでした。また、大久保地内及び室小路地内の農地は全て畑として野菜を作付しているとのことでした。

以上について調査の結果、対象の農地は全て適正に肥培管理されており問題ないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号については原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第11、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第2号、農地法第1

8条第6項の規定による通知について、及び日程第13、報告第3号、農地の転用事実に関する照会に対する報告についてにつきましては、お手元の議案書34ページからのとおりとなっておりますのでご確認ください。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第15回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年9月25日（水） 午前11時30分

議 長 _____

会議録署名人 5 番委員 _____

会議録署名人 6 番委員 _____

これは原本である。

令和6年9月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一